

○農林水産省告示第千七百十二号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第六十一の規定に基づき、
カナダから発送されるとうがらしの生果実に係る
農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布
の日から施行する。

平成二十八年九月八日 農林水産大臣 山本 有二

一 植物及び地域
カナダ植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしているものとして指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたとうがらしの生果実であること。

(+) カナダのうち、カナダ植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしている地区として指定したこと。
ア タバコベと病が発生していないこと。
イ タバコベと病について二の生茎葉等調査
(生茎葉及び生果実に係る有害植物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われていること。
ウ カナダ国内のタバコベと病発生地域及びタバコベと病発生国からのタバコベと病菌の寄主植物（タバコベと病菌に侵されているものに限る。）及びタバコベと病菌の移入につき厳重な規制が行われていること。

二 植物及び地域
カナダ植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしているものとして指定した栽培施設（以下「指定栽培施設」という。）で生産されたとうがらしの生果実であること。

(+) カナダのうち、カナダ植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしている地区として指定したこと。
ア タバコベと病が発生していないこと。
イ タバコベと病について二の生茎葉等調査
(生茎葉及び生果実に係る有害植物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。)が行われていること。
ウ カナダ国内のタバコベと病発生地域及びタバコベと病発生国からのタバコベと病菌の寄主植物（タバコベと病菌に侵されているものに限る。）及びタバコベと病菌の移入につき厳重な規制が行われていること。

三 植物防疫官による確認
二の生茎葉等調査及び四の(+)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

四 生産地における検査及び証明
(+) カナダ植物防疫機関により検査され、かつその検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているカナダ植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(+) の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア 二の生茎葉等調査の結果、タバコベと病の発生が確認されていない指定地域内で生産されたものであること。

(+) 生茎葉等調査の結果、タバコベと病の発生が確認されていない指定栽培施設内で生産されたものであること。

五 植物防疫官による確認
二の生茎葉等調査及び四の(+)の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六 植物及び地域
こん包及びこん包場所並びに一時保管施設（生果実は、タバコベと病菌の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(+) 当該栽培施設外からのタバコベと病菌の寄主植物（タバコベと病菌に限る。）の移入につき厳重な規制が行われていること。

(+) 生果実のこん包及び一時保管は、二の生茎葉等調査の結果タバコベと病の発生が確認されない指定栽培施設（当該生果実が生産された栽培施設に限る。）の所在する指定地域内のカナダ植物防疫機関が適当と認める施設で行われていること。

(+) 各こん包又は束ねたこん包には、カナダ植物防疫機関による封印がなされていること。

七 表示
四の(+)の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。